

4月から市の組織が変わりました

トピックス

市長事務部局

○スマート社会の実現に向けた推進体制の強化

先進技術等の調査・研究や社会実装等に取り組みなど、新技術を社会に導入し、地域や年齢などの格差なく、多様なニーズに対応したモノやサービスを提供し、経済的発展と社会課題の解決

を両立できる社会を目指し、スマート社会の実現に向けた推進体制の強化を図るため、総合政策部に「スマート社会推進課」を新設しました。

また、震災からの復興が総仕上げの段階に入っていることを踏まえ、政策企画課復興支援担当を廃止するとともに、津波被災地域の

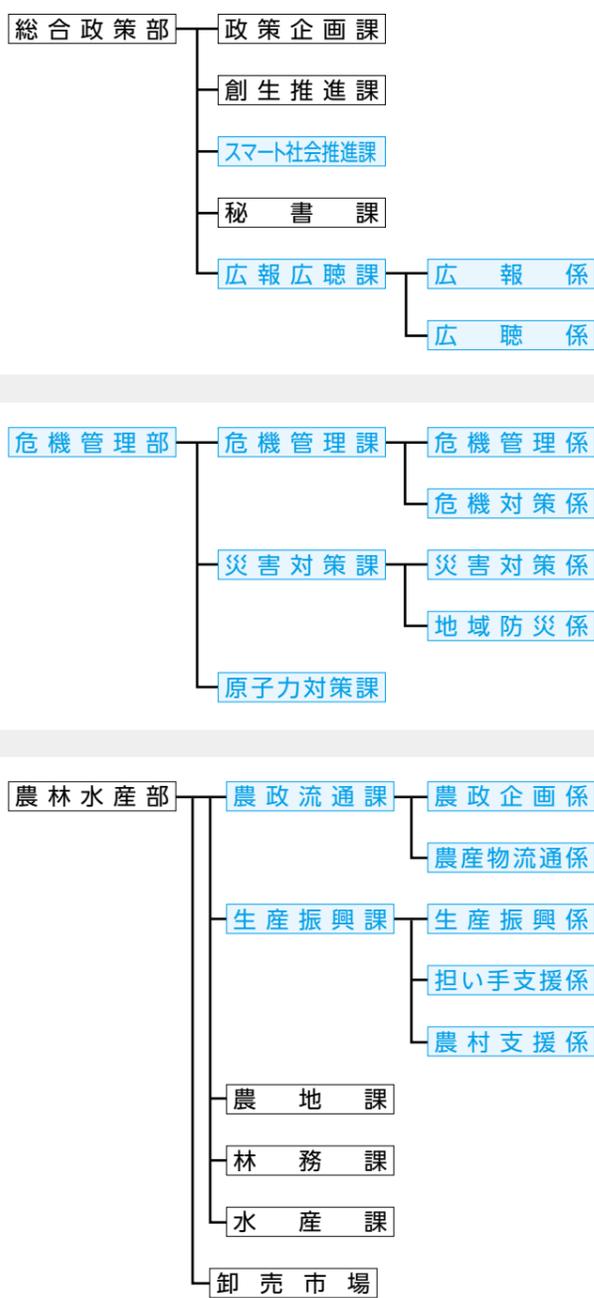
復興が進捗し、ソーシャル・ネットワークキング・サービスの活用した市政情報発信に係る環境整備がおおむね図られたことから、ふるさと再生課とふるさと発信課を統合し「広報広聴課」を新設しました。

○危機管理体制のさらなる充実・強化
近年、頻発化・激甚化する

自然災害への的確な対応が求められる中、暮らしの安全・安心を高める観点から、これまで以上に防災・減災・克災に重点的に取り組むなど、危機管理体制のさらなる充実・強化を図るため「危機管理部」を新設しました。

危機管理部には、総合政策部から危機管理課と原子

再編した市長事務部局の組織図



福祉に関する計画を策定

○市地域福祉計画

多様化するニーズに適切に対応し、地域の関係者の協働により地域福祉を一層推進していくため、同計画を策定しました。同計画に基づき、多様な主体と連携しながら、地域課題の解決に取り組みていきます。

○第五次市障がい者計画など

日常生活や社会生活を総合的に支援する体制の構築など、障がいのある方のための施策に関する基本的な計画として、同計画を策定しました。

○第九次市高齢者保健福祉計画

団塊の世代が後期高齢者となる令和七年や、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる令和二十二年を見据え、高齢者一人一人が健康

市地域福祉計画策定のポイント

住み慣れた地域で共に生き、支え合い、誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまちを目指して、市だけでなく地域が主体となり、市民の皆さん、各種団体、ボランティア、事業者などの協働による取り組みを進めていきます。

また、多様化する地域課題に対応するため、包括的な支援体制の整備を位置付け、連携体制の強化を図っていきます。



で生き生きと、安心して自分らしく暮らせるまちを目指して、同計画を策定しました。同計画に基づき、健康寿命の延伸と、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みていきます。

第9次市高齢者保健福祉計画策定のポイント

新たな取り組みの視点に基づいて、施策を展開していきます。

- #### 9つの取り組みの視点
- ・地域共生社会の実現を見据えた運営体制の充実
 - ・安心して暮らせる住まい環境の整備
 - ・地域で支える仕組みづくりの推進
 - ・健康づくり・介護予防の推進
 - ・生きがいくくりと社会参加の促進
 - ・地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び業務効率化の取り組みの強化
 - ・医療と介護の連携強化
 - ・認知症対策の推進
 - ・災害や感染症対策に係る体制整備

第5次市障がい者計画などの策定のポイント

○第5次市障がい者計画
障がいの有無にかかわらず、全ての市民の皆さんが相互に支え合い、地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して、施策を展開していきます。

○第6期市障がい福祉計画
地域での生活を希望する方が、暮らしを継続できるよう、関係機関との連携体制の強化や、相談支援体制の充実・強化などに取り組みていきます。

○第2期市障がい児福祉計画
障がい児支援に対するニーズに対応するため、医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置や、通所支援・相談支援の充実などに取り組みていきます。

介護保険 第1号被保険者 (65歳以上) の保険料を改定



介護保険制度を円滑に運営するため、介護保険第1号被保険者の保険料は3年ごとに見直されます。今回、令和3年度から5年度の保険料を改定しましたので、お知らせします。

介護保険第1号被保険者(六十五歳以上)の方の保険料は、本人と世帯員の市民税課税状況や本人の前年の所得金額などに応じて、個人ごとに所得段階が決まり、基準月額を基に一定の保険料率を乗じて、年間保険料が算定されます。

市では、今後の介護保険サービスに対する給付見込みなどから、介護保険第1号被保険者の保険料基準月額を、六千六十八円から六千二百円に改定しました。

高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護保険サービス維持への理解と協力をお願いします。

※介護保険料のお知らせは、七月中旬に郵送する予定ですが、特別徴収(年金から天引き)の方には、今月上旬に仮算定通知を郵送します。

○お問い合わせ
介護保険課
介護係
☎22・7616

介護保険第1号被保険者 (65歳以上) の方の保険料診断チャート

